

**新型コロナウイルス感染拡大に伴って導入した緩和措置の終了について**

当協会では、2020年4月1日以降、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、資格登録制度の一部緩和措置を講じてきましたが、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザ等と同じ5類感染症に移行したことに伴い、当該緩和措置は2023年9月30日をもって終了いたします。2023年10月1日以降は、緩和措置を適用することはできませんので、ご注意ください。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**1. 特別な場合の資格回復手続きの期限**

	緩和措置（2023年9月30日まで）	2023年10月1日以降（緩和措置なし）
MS 審査員 (AS 審査員 は対象外)	新型コロナウイルス感染拡大に起因する事由が認められる場合に限り、維持手続き期限日（維持申請の場合）又は有効期限日（更新申請の場合）から <u>9ヶ月以内</u> に必要な申請手続きを完了すれば、資格の回復が可能 ※2021年4月1日付けのMS 審査員資格基準の改定により、既に右欄の緩和措置廃止後の内容に変更済	単なる過失や怠慢でなく、やむを得ない事情により定められた期間内に必要な手続きが実施できない場合に限り、維持手続き期限日（維持申請の場合）又は有効期限日（更新申請の場合）から <u>9ヶ月以内</u> に必要な申請手続きを完了すれば、資格の回復が可能
規格開発エキスパート	新型コロナウイルス感染拡大に起因する事由が認められる場合に限り、有効期限日から <u>9ヶ月以内</u> に必要な申請手続きを完了すれば、資格の回復が可能	単なる過失や怠慢でなく、やむを得ない事情により定められた期間内に必要な手続きが実施できない場合に限り、有効期限日から <u>6ヶ月以内</u> に必要な申請手続きを完了すれば、資格の回復が可能
翻訳者	新型コロナウイルス感染拡大に起因する事由が認められる場合に限り、有効期限日から <u>9ヶ月以内</u> に必要な申請手続きを完了すれば、資格の回復が可能	単なる過失や怠慢でなく、やむを得ない事情により定められた期間内に必要な手続きが実施できない場合に限り、有効期限日から <u>6ヶ月以内</u> に必要な申請手続きを完了すれば、資格の回復が可能

## 2. MS 審査員研修コース筆記試験の再受験の期限

	緩和措置（2023年9月30日まで）	2023年10月1日以降（緩和措置なし）
MS 審査員 フォーマル 研修コース ／資格拡大 研修コース の筆記試験	2019年2月1日以降に1回目の受験をし、その後、新型コロナウイルスの影響で再受験ができていない場合限り、1回目の受験日から1年経過後も再受験が可能	1回目の受験日から1年以内に限り、再受験が可能

## 3. その他（電子申請のご利用について）

MS 審査員にご登録の皆様は、電子申請をご利用いただくことにより、スムーズな受付が可能となります。

以下のページをご確認の上、是非、電子申請のご利用をお願いいたします。

[https://www.jrca-jsa.or.jp/jrca/jrca\\_shinsain/](https://www.jrca-jsa.or.jp/jrca/jrca_shinsain/)

以上